

第6回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年7月22日（月） 18：00～20：30

2. 場 所：カラトピア4階研修室

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、河崎補佐、西川主査、藤田所長、三浦主事

4. 議事概要

（1）開会

（2）事務局報告事項

1）配布資料の確認

2）前回までの審議のまとめ（第1回～第5回までの概略を説明）

3）公募意見について

・ 現在まで1件

「NPO＝非営利ではなく NPO＝地域のコミュニケーション作りとなればよい」

所定の形式には従っていないが報告

（3）審議

1）配布資料説明

資料2・資料3は、前回の審議会の審議内容を基に事務局が修正したものです。ご確認ください。

資料4は、前回の審議会終了後に委員の皆様にご提出いただいた「審議会資料作成シート」を基に、会長・副会長と議論しながらまとめたものです。

資料5は、資料4の中で議論の焦点になりそうな項目を抽出したものです。

2）市民参画条例（仮称）策定審議会における条例骨子（案）について

会長：順を追って議論していきたい。

名称について

会長：名称は最初に決めるよりも最後に考えた方がよいと思われるので後回しにします。

基本理念、 目的・目標

- ・ 市民参画ということを考えると、客観的情勢も必要かもしれないが骨子は「パートナーシップに基づく新しい社会システムを築く」ということではないか。
- ・ 私は「新しい地域社会（コミュニティモデル）を作る」と考える。
- ・ 「協働」と「意識の高まり」が盛り込めないか。「意識の高まり」は市民だけでなく、市民活動団体にもいえることである。
- ・ それは 目的の「意識の醸成」に入る、あるいはこれをもっと強く入れれば良いと思われる。
- ・ 「パートナシップ」あるいは「協働」というキーワードは必要。
- ・ 「市民と行政と団体と事業者は対等」は入れるべきである。
- ・ 「市民主体のまちづくり」をするための「協働」であると考えられる。市民の「意識の醸成」は大前提。これが無ければ何をやっても無駄になる。また協働には「責任」も入る。「快適環境都市下関」を目指すというのが究極ではないか。また、前文は「やるぞ」ということが書かれていればよい。
- ・ 「地方分権」はいらぬ言葉。行政からいわれて作る条例ではない。理念としてはふさわしくない。なお、私の「地域社会」が資料から漏れている。
- ・ 「新しい地域社会を作る」が基本理念であり、手段として「パートナーシップ」と「意識の醸成」と考える。狙うところと手段とは区別すべき。
- ・ 「快適環境都市下関」を目指すというのは不明瞭な表現。25万市民一人一人すべてが市政に参画するのも困難。身近な市民活動団体への参加がひいては市民参画につながる。したがって、手段として市民活動の促進が入るべきだ。

対象

- ・ 市民全体といっても、25万市民一人一人すべてが市政に参画するのも困難。
- ・ これを定義するのはナンセンスではないか。
- ・ 市民参画の基本はパートナーシップなので、誰と誰がパートナーシップを行うのかということは明確にすべきなので、ここははっきりさせた方がよい。また、これと支援に関する対象団体の定義とは峻別すべき。
- ・ パートナシップならば、行政と事業者も入るべきだ。

市の施策に参画する

- ・ 「原則すべて」とすべき
- ・ 「原則すべて」では分りにくいのではないか。また、現実的に細かな施策一つ一つにすべて参画するのは不可能。

- ・ 例えば NPO 法にある 1 2 分野に係るものというような例示をしたらどうか。
- ・ 限定するのはおかしい。「原則すべて」とすべき。
- ・ 1 2 分野そのものに対する異論もあるので賛同しかねる。「原則すべて」ではダメなのか。
- ・ 「市民の生活に密接に関連するもの」などのわかりやすい表現を設けるべきである。

市民活動への支援のあり方

- ・ 「助成」は「支援」とすべき。意味が広がる。また「場（施設利用等）の支援」として、企業保有の施設に対しても市民活動団体に対する貸付を促せるように盛り込めないか。
- ・ 「助成」「支援」は賛成。
- ・ 既存の行政組織ではなく、例えば NPO 法にある 1 2 分野に対応した窓口を設置するというのはいかがでしょうか。また企業の寄付行為を促すようなものは考えられないか。
- ・ 地方自治体における条例ではそこまでは困難ではないか。
- ・ 支援は金ばかりではない。人・物・金・情報・機会・制度が一般的に考えられる。団体の自律性を保てるように十分配慮しなければならない。

参画を推し進めるためのチェックのあり方

- ・ 団体の自律性を保てるような支援を行う為に、第 3 者機関が必要。
- ・ 第 3 者機関に必要な機能として、ニーズ・意識調査機能は必要。
- ・ 議員も加わるべきではないか。
- ・ 議会には議決権・審議権があるのでここで議員を入れるのは不適切。

議会

- ・ 市民参画により計画と議会の議決との関係が難しい。
- ・ 現在でも、市民が選んだ首長と、市民が選んだ議員との間にも対立する場合がある。それだけチェックが働いているということであり、今後市民参画において、計画に市民が参画するのは、現在の二重チェックが三重チェックになるということではないか。資料 3 にある「より高度な見地からの調整・議決」に集約されるのではないか。

その他

- ・ 項目立てとして、パートナーシップのために「協議会の設置」という項目を入れてほしい。

3) フォーラムについて

会長：まず吉田委員から提出説明をお願いしたい。

吉田委員：

- ・ 100人という限定ははずすべき
- ・ 委員は単に参加するのではなく、進行・解説等の形で主体的に関わるべきである
- ・ 登録制にするのであれば事前アンケートを実施したらよい
- ・ できるだけ宣伝活動を行う

その他意見

- ・ 概略この方向でよいのではないでしょうか。
- ・ 広報と共に、当日の参加・不参加にかかわらずアンケートを行うのはよいと思われる。

4) 次回の日程について

事務局：次回は、8月5日(月)の予定であったが諸般の事情で変更してほしい。

< 審議 >

8月7日(水) 18:30 ~ 場所：カラトピア4階研修室(予定)

会長：次回は今回のものを整理して、もう少し詳しいところまで議論し、それをフォーラムにかけるという方向にしたいと思います。

(4) 閉会